b)　ITU-R 研究課題 235-1/7 が、科学業務における 275 GHz 以上の周波数で運用するシステムの技術的及び運用上の特性の研究を扱っていること。
c)　ITU-R 研究課題 237/1 が、275-1000GHz の周波数範囲の能動業務の技術的及び運用上の特性の研究を扱っていること。
d)　ITU-R 研究課題 256-0/5 が、275-1000GHz の周波数範囲の陸上移動業務の技術的及び運用上の特性の研究を扱っていること。
e)　ITU-R 研究課題 257-0/5 が、275-1000GHz の周波数範囲の固定業務の技術的及び運用上の特性の研究を扱っていること。
f)　他の国際機関が、無線 PAN（WPAN）用の超高速（100Gbit/s）データ通信システムに適切な周波数範囲において標準を策定中であること。
g)　幾つかの超高速データ通信システムが、他の国際標準化機関により特定されていること。

以下を認識し、

275GHz 以上において、無線標定業務及びアマチュア業務を含む他の能動業務のアプリケーションの開発及び実証も行われていること。

以下を 2019 年世界無線通信会議に要請することを決議し、

受動業務と能動業務との間の共用及び両立性並びにこれらの業務のスペクトル需要に関する ITU-R の研究結果を考慮し、第 5.565 号で特定された受動業務の保護を維持しつつ、275-450GHz の周波数範囲で運用する陸上移動及び固定業務アプリケーションのための主管庁による使用の特定を検討し、適切な措置を執ること。

以下を ITU-R に要請し、

1　275GHz 以上の周波数で運用する陸上移動及び固定業務の技術的及び運用上の特性を明らかにすること。
2　上記研究の結果を考慮し、陸上移動及び固定業務のシステムのスペクトル需要を研究すること。
3　275-450GHz の周波数範囲の陸上移動、固定及び受動業務との間の共用及び両立性の研究に資するべく、この周波数範囲における伝搬モデルを策定すること。
4　第 5.565 号で特定された受動業務の保護を維持しつつ、275-450GHz の周波数範囲で運用する陸上移動、固定及び受動業務との間の共用及び両立性の研究を行うこと。
5　ITU-R 要請事項１，２及び４に基づく研究結果並びに第 5.565 号で特定された受動業務の保護を考慮しつつ、陸上移動及び固定業務のシステムが使用する周波数帯候補を特定すること。

以下を構成国、部門構成員、準部門構成員及び学術研究機関に奨励する。

本決議の下で行われた研究に基づき、特定された業務に対する影響の評価に関する寄与文書を研究会期中に提出すること。

追　　決議第 809　（WRC-15）　2019 年世界無線通信会議の議題

世界無線通信会議（2015 年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　条約第 118 号の規定に基づき、世界無線通信会議の議題の概要は、会議の４年から６年前には固められるべきこと。また、最終議題は、会議の２年前に理事会によって決定されるものであること。
b)　世界無線通信会議の権限及び日程計画に関する憲章第 13 条並びに議題に関する条約第７条
c)　これまでの世界無線通信主管庁会議（WARC）及び世界無線通信会議（WRC）の関連決議及び勧告

以下を認識し、

a)　本会議が、WRC-19 においてさらなる審議を必要とする緊急課題を特定したこと。
b)　本議題の準備に当たり、主管庁により提起された議題の幾つかは盛り込むことができず、将来の会議の議題に先送りせざるを得なかったこと。

以下を決議し、

世界無線通信会議を 2019 年に最長４週間、以下の議題で開催することを理事会に勧告すること。

1　主管庁からの提案に基づき、WRC-15 の結果及び会議準備会合の報告を考慮しつつ、並びに検討対象の周波数帯における既存及び将来の業務の要件に十分に配慮しつつ、以下の項目を検討し適切な措置を執ること。

1.1　決議第 658（WRC-15）に従い、第一地域のアマチュア業務への 50-54 MHz の周波数帯の分配を検討すること。

1.2　決議第 765（WRC-15）に従い、401-403 MHz 及び 399.9-400.05 MHz の周波数帯において移動衛星業務、気象衛星業務及び地球探査衛星業務を運用している地球局に対する帯域内電力制限値を検討すること。

1.3　決議第 766（WRC-15）に従い、460-470 MHz の周波数帯で気象衛星業務（宇宙から地球）への二次的基礎での分配を一次的基礎での分配へ格上げすること。また、地球探査衛星業務（宇宙から地球）への一次的基礎での分配を追加することの可能性を検討すること。

1.4　決議第 557（WRC-15）に従った研究の結果を検討し、プラン及びリストの中の割当て並びにプランの中の放送衛星業務の将来の発展並びに既存及び計画中の固定衛星業務網を保護し、これらに対し新たな制約を課さないことを確保しつつ、付録第 30 号の第７付属書（WRC-15、改）に示した制限を見直し、必要ならば改定すること。

1.5　決議第 158（WRC-15）に従い、固定衛星業務の静止宇宙局と通信する移動地球局による 17.7-19.7 GHz（宇宙から地球）及び 27.5-29.5 GHz（地球から宇宙）の周波数帯の使用を検討し、必要な措置を執ること。

1.6　決議第 159（WRC-15）に従い、37.5-39.5 GHz（宇宙から地球）、39.5-42.5 GHz（宇宙から地球）、47.2-50.2 GHz（地球から宇宙）及び 50.4-51.4 GHz（地球から宇宙）の周波数帯で運用する可能性がある非 GSO FSS 衛星システムのための規制上の枠組みの策定を検討すること。

1.7　決議第 659（WRC-15）に従い、短時間任務の非 GSO 衛星のための宇宙運用業務におけるテレメトリ、追跡及びコマンドのためのスペクトル需要を研究し、宇宙運用業務に対する現在の分配の適格性を評価し、必要に応じて新たな分配を検討すること。

1.8　決議第 359（WRC-15、改）に従い、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）の近代化及び GMDSS への追加の衛星システムの導入を支援するための規制上の措置の可能性を検討すること。

1.9　ITU-R の研究結果に基づき、以下を検討すること。

1.9.1　決議第 362（WRC-15）に従い、GMDSS 及び船舶自動識別装置（AIS）を保護するための 156-162.05MHz の周波数帯における自律型海上無線装置への規制措置

1.9.2　衛星系による新しい VHF データ交換システム（VDES）を可能にするため、海上移動衛星業務（地球から宇宙及び宇宙から地球）への、可能な限り付録第 18 号の 156.0125-157.4375MHz 及び 160.6125-162.0375MHz の周波数帯における新たなスペクトル分配を含む無線通信規則の修正。ただし、この衛星系は、現在の地上 VDES 系、アプリケーション専用メッセージ（ASM）及び AIS の運用を劣化させず、これらの周波数帯及び決議第 360（WRC-15、改）の認識事項 d）及び e）で述べたようなこれらの周波数帯及び隣接周波数帯の既存業務に追加の制約を課さないことを確保するものとする。

1.10　決議第 426(WRC-15)に従い、航空における遭難及び安全に関する世界的な制度(GADSS)